

予防すべき感染症による出席停止について

幼稚園は、児童が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなる。そのため、学校保健安全法では、感染症予防のため、出席停止（第19条）等を講じることとされており、学校保健安全法施行令では、園長が出席停止の指示を行うこと（第6条1項）、出席停止の期間は省令で定める基準によること（第6条1項）等が規定されております。

尚、主治医の診断を受け登園の許可が下りましたら、登園の際には下記、「登園許可（治癒）届」を提出してください。

種	○印	伝染病名	出席停止の期間の基準
			(ただし、疾病により医師が伝染の恐れがないと認めたとときは、この限りではない)
1		病名※()	治癒するまで
2		インフルエンザ(別紙にて提出ください)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日(幼児)を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消滅するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
		風しん	発疹が消滅するまで。
		水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
3		コレラ	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	その他感染症(別紙参照)	別紙にて対応。	

※第1種学校感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

キ リ ト リ セ ン

登園許可（治癒）届

越谷くるみ幼稚園 御中

ぐみ

なまえ

1、病名を○で囲んでください。

第1種	病名:
第2種	百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、

2、出席停止期間 年 月 日 から 月 日まで

医療機関名 『 』において

症状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園します。

年 月 日

保護者名

印